

一宮町海岸環境保護活動補助金について

町では、平成 27 年度も県及び町が管理する海岸等において、空き缶拾いや清掃等の活動を行う団体を助成する事業を行います。

1 対象となる事業

対象事業例

- ①砂浜や保安林内及び河口のゴミ拾い
 - ②一宮川の草刈りや、水質浄化運動
 - ③県道飯岡一宮線周辺の花植えなどの環境美化
 - ④砂浜の動植物の保護活動
- <補助対象経費及び補助対象外経費一覧表>参照

2 対象となる団体

大塚実海と緑の基金条例（平成 24 年一宮町条例第 7 号。以下「基金」という。）第 1 条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとするボランティア団体又は既に開始しているボランティア団体が対象です。

3 補助の内容

- (1) 補助対象経費に対して上限額 10 万円（但し、補助対象経費が 10 万円未満の場合は、10 万円以内）
- (2) 補助金の交付は 1 団体で年度 1 回。
- (3) 補助の対象となる経費

4 月 1 日から翌年 3 月末日までの間に実施される海岸等の環境保護活動に係る経費について補助します。ただし、下記(ア)から(ウ)については補助しません。また、補助対象経費及び補助対象外経費の主なものについては、別紙一覧表及び要綱を参照してください。

- (ア) 団体の運営経費、営利を目的とする事業に要する経費
- (イ) 活動に係る労務費
- (ウ) 県、市町村等の他の補助金が交付されている活動

4 補助金の交付決定までの手続き

「一宮町海岸環境保護活動補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）第 6 条の規定により、町に交付申請書を提出してください。（本年度の事業計画及び収支予算書には、補助事業に係るもののみご記入ください。）

申請があったものについては、一宮町海岸環境保護活動審査委員会で厳正に審査のうえ交付決定を行います。応募多数の場合など必ずしもご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

交付決定以降の手続きについては、一宮町海岸環境保護活動補助金交付要綱に定められていますので、必ずご確認をお願いいたします。

5 受付

平成 27 年 4 月 1 日（水）から先着順で受付を開始しています。

（ただし、予算の都合により途中で締め切ることがありますので、ご了承下さい。）

受付時間は土、日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までとなります。

補助金の交付を受けようとする方は、事業課窓口までご相談下さい。

（申請書の様式は下記よりダウンロードして下さい。）

○交付申請書 様式第 1～3 号様式 （第 7 条関係）

・ ・ ・ (PDF 形式)

<http://goo.gl/Vbdw7v>

・ ・ ・ (WORD 形式)

<http://goo.gl/X7IW0g>

※上記内容は一宮町HPでもご覧頂けます。

<http://goo.gl/pCB5xY>